

# 「うちな一消費者」



## 通信 (生徒用)

2022年5月19日 (木) 第2号

発行 / 沖縄県消費生活センター

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

(沖縄県庁1階)

電話(098)863-9212

沖縄県教育庁県立学校教育課

(沖縄県庁13階)

電話(098)866-2715

第1号では、今年4月1日から成年年齢が18歳に引き上げられたことを取り上げました。

では、成年年齢が18歳に引き下げられると、何が変わのでしょうか？

第2号のテーマは「18歳で成年になったらできること」です。

民法が定めている成年年齢は「一人て契約をすることができる年齢」という意味と「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。

しかし、これまで20歳になるとできるようになったすべてのことが18歳でできるようになるわけではなく、同じ成年でも18歳・19歳と20歳ではできることが異なります。何ができるのか確認しましょう。

### 18歳(成年)になったらできるようになることの例

#### ◆ 親の同意がなくても契約できる

- ・スマートフォンを購入する
- ・一人暮らしのためにアパートを借りる
- ・クレジットカードをつくる(支払い能力により、つくれないこともあります)
- ・ローンを組む(返済能力を超える場合など、契約できないこともあります)



#### ◆ 10年有効のパスポートが取得できる

#### ◆ 司法書士や公認会計士の国家資格が取得でき、就業が可能になる

#### ◆ 性同一性障害の人が性別変更の申し立てを行える

#### ◆ 親の承諾なく結婚ができる 等

※2022年4月から、女性の結婚できる年齢が16歳から18歳に引き上げられました。社会が複雑になり、高校進学率が上昇したことなどから、結婚には18歳程度の社会的・経済的な成熟が必要であるという考えからです。

### 20歳になったらできることの例

#### (これまでと変わらないこと)

- ◆ お酒を飲む ◆ たばこを吸う
- ◆ 大型・中型自動車運転免許の取得
- ◆ 国民年金保険料の納付義務
- ◆ 競馬等の公営ギャンブルを行う 等

※お酒やたばこの年齢制限が20歳のまま維持されるのは、健康被害などの不安があるということから、ギャンブルの年齢制限もギャンブル依存症への対策などが理由です。



では、成年になって一人て契約する際に注意することは何でしょう？ 次号でお伝えします。

#### 【参考資料】

法務省

「民法改正 成年年齢の引下げ ~若者がいきいきと活躍する社会へ~」

<https://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf>

政府広報オンライン 令和4(2022)年1月7日

「18歳から”大人”に!成年年齢引下げで変わる事、変わらないこと。」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201808/2.html>

